

議案第 106 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成16年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表花垣地区市民センターの項中「9537 番地1」を「9669 番地2」に改め、同表きじが台地区市民センターの項中「4560 番地の95」を「4560 番地95」に改め、同表阿保地区市民センターの項中「1418 番地」を「151 番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月14日から施行する。ただし、第2条の表阿保地区市民センターの項の改正規定は、令和4年3月22日から施行する。